

中小企業成長加速化補助金に関する Q&A

令和 7 年 5 月 8 日制定

令和 8 年 9 月 9 日更新

公益社団法人リース事業協会

- 本 Q&A は、中小企業成長加速化補助金のリース共同申請について、当協会が中小企業成長加速化補助金事務局（以下「補助金事務局」といいます。）に確認をして作成しました。
- 本 Q&A は、随時改訂します。最新の Q&A を確認してください。
- 本 Q&A の内容に関するお問い合わせは、当協会事務局にお知らせください。

補助金担当：電話番号 03-3595-1501（平日 9 時～17 時）

【凡例】

中小企業：中小企業成長加速化補助金の公募要領に定める中小企業者

1. 基本的事項

No.	質問	回答
1	中小企業とリース会社が共同申請をする場合の補助対象経費の考え方を教えてください。	中小企業がリース会社に支払うリース料から補助金相当分が減額されることなどを条件に、リース会社が購入するリース物件（機械装置、ソフトウェア）の購入費用が補助対象経費となります。 なお、共同申請する場合は、そのリース契約に係るリース料を補助対象経費として二重に申請することは認められません。
2	ユーザーは中小企業に該当しますが、リース会社が大企業に該当する場合、補助金の対象となりますか。	中小企業はユーザーの要件です。リース会社は、中小企業の要件が適用されないため、リース会社が大企業であっても、ユーザーが中小企業の要件を満たせば、共同申請者とすることができます。 また、リース会社は「100 億円宣言」が求められています。
3	共同申請の場合、電子申請システムによる申請は中小企業（ユーザー）が行うのでしょうか。リース会社が行うのでしょうか。	中小企業（ユーザー）が行います。リース会社は、必要書類（「リース料軽減計算書」及び「リース取引に係る宣誓書」）を中小企業に渡してください。
4	リース会社は 1 つの共同申請につき 1 社とされていますが、詳しく教えてください。	1 社の中小企業と複数リース会社の共同申請は、認められません。 なお、共同申請を活用する場合のリース会社については、1 回の公募回で申請できる件数や、通算の採択・交付決定件数の制限はありません。

No.	質問	回答
5	コンソーシアム形式において、リース会社との共同申請は認められますか。	認められます。ただし、リース会社は「1 つの共同申請につき 1 社」となります。
6	補助限度額の考え方を教えてください。	補助限度額 5 億円とは、補助金の交付金額の上限です。 (例) 補助事業による設備投資額 10 億円 10 億円 × 補助率 1/2 = 5 億円 補助限度額は 5 億円であり、この設備投資における補助額は 5 億円です。
7	補助金の対象設備について教えてください。	中小企業（ユーザー）の専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）、専用ソフトウェア・情報システム（これらの据付け又は運搬に要する費用を含む。）が対象です。 ※その他、対象設備および補助対象経費の詳細は、補助金の公募要領をご確認ください。
8	補助金の交付決定後、中小企業（ユーザー）が倒産した場合、リース会社はどう対応すればよいでしょうか。	財産処分の制限期間中に補助事業者が倒産した場合は、リース会社に補助金を交付していますので、原則として、リース会社が財産処分の手続きを行います。財産処分の手続きにおいては、原則として減価償却後の金額に補助率を乗じた額を国に対して返金することになります。
9	共同申請している中小企業（ユーザー）が申請時の賃上げ目標が未達の場合、リース会社に対して補助金返還が求められますか。	共同申請の場合、リース会社に補助金を交付していますので、リース会社が補助金を返還することになります。 これに伴う手続き等は、中小企業（ユーザー）とリース会社で協議してください。なお、補助金返還に伴い、中小企業（ユーザー）とリース会社間で法的な紛争が生じた場合、当事者間で解決するものとし、当協会並びに関係省庁及び補助金事務局は一切の責任を負いません。
10	中小企業とリース会社が共同申請をする場合において、機械装置又はソフトウェア以外の補助対象経費（例：建物であって共同申請するリース会社以外の会社に対して、中小企業が支払うも	リース会社に支払われる補助金額とあわせて、補助限度額の範囲内において認められます。

No.	質問	回答
	の) の取扱いを教えてください。	
11	応募の申請後、自己で取得する予定（金融機関借入を含む。）の設備をリース会社との共同申請に変更することができますか。	いかなる事情があっても変更できません。

2. リース取引

No.	質問	回答
1	共同申請をする場合、補助金の交付を受けることができるリース取引の範囲を教えてください。	ファイナンス・リース取引（所有権移転・所有権移転外）に限ります。オペレーティング・リース取引は対象外となります。また、セール&リースバック取引や転リース取引も対象外となります。 （注）中小企業が単独で申請する場合であって、機械装置のリース料を補助対象経費とする場合は、ファイナンス・リース取引又はオペレーティング・リース取引のいずれであっても、そのリース料は補助対象経費となりますが、補助事業実施期間内に要するリース料部分のみが補助対象経費となります。リース期間が補助事業実施期間を超える場合は、按分等の方式で補助事業実施期間内のリース料を算定します。
2	リース契約期間の制約はありますか。	補助対象設備を処分制限期間の間、使用することを前提とした契約であり、1 事業で複数の補助対象設備を一つのリース契約で導入する場合は、当該設備の中で最長となる処分制限期間の間、使用することを前提とした契約である必要があります。 なお、最長の処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は対象となります。また、リース契約期間+再リース契約期間$\geq$処分制限期間でないといけません。 但し、リース契約期間終了後に再リース契約を行わず、所有権がリース会社に移転する場合等は、交付規程第 24 条に定める財産の処分の制限に基づく手続きが必要となりますので、ご注意ください。
3	交付決定前にリース契約を締結することができますか。	できません。交付決定より前に契約（発注）した場合、その経費（例：リース会社がサプライヤーに支払った物件代金）は、いかなる事情があっても

No.	質問	回答
		も補助対象になりません。 (参考) 補助事業の流れ ①応募申請 ②審査 ③採択 (審査結果の決定・通知) ④交付 交付申請→交付決定 (決定後、リース契約及びサプライヤーとの売買契約の締結可能) →実施状況確認→補助額の確定→補助金の交付
4	リース期間が終了した後、補助対象設備 (リース物件) の所有権をユーザーに移転することができますか。	リース会社が補助金の交付を受けて取得したリース物件は、交付規程に定める処分制限財産に該当します。 このため、交付規程第 24 条に定める財産の処分の制限に基づく手続きを行わず、処分制限期間内にリース物件の所有権を有償・無償を問わずユーザーに移転することは禁止されています。
5	処分制限期間の年数を教えてください。	処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定める耐用年数 (法定耐用年数) です。
6	補助金の交付を受けることができるファイナンス・リース取引について、次のリース取引は該当しますか。 (1) 購入選択権付リース取引 (2) 譲渡条件付リース取引 (3) 残価設定型リース取引	ファイナンス・リース取引とは、法人税法第 64 条の 2 第 3 項に定めるリース取引を指します。 左記 (1)、(2)、(3) について、それぞれ上記法令によるファイナンス・リース取引に該当すれば、補助金の交付を受けることができます。 ただし、処分制限期間内に、補助対象設備 (リース物件) の所有権をユーザーに移転することはできません。 なお、ファイナンス・リース取引に該当する場合であっても、セール&リースバック取引や転リース取引は、補助金の対象外です。
7	ユーザーの希望により、リース料を毎月定額払いではなく、年 1 回払い又は不均等払いとした場合であっても、補助金の交付を受けることができますか。	ファイナンス・リース取引に該当すれば、ユーザーの希望により、リース料を年 1 回払い又は不均等払い (逓増・逓減) とすることは認められます。 ただし、リース料の支払いをリース期間に関わらず大きく前倒し (リース期間に関わらず 12 か月払いとする等) することは、リースによる共同申請を導入した趣旨に反しますので、認められません。

No.	質問	回答
8	リース会社が交付を受けた補助金について、リース料から減額することなく、リース会社からユーザーに一括して支払うことができますか。	リース会社が取得する設備に対する補助金であり、リース会社が交付を受けた補助金をユーザーに対して支払うことは、補助金を補助事業以外の用途に使用したことになり、交付規程に定める交付決定の取消し事由に該当します。 また、左記のような行為をした場合、リース料軽減計算書に虚偽の記載をしたことになり、当協会として、当該リース料軽減計算書の確認を取り消すとともに、以後、当該申請をしたリース会社からのリース料軽減計算書の確認申請を拒むこととなります。
9	サプライヤーが買取保証（※）を付したリース取引も対象となりますか。 （※）ユーザーが倒産した場合に、サプライヤーがリース物件を一定金額で買い取ることを意味します。	ファイナンス・リース取引に該当していれば、サプライヤーの買取保証の有無は問いません。 但し、処分制限期間中に、サプライヤーへリース物件を売却しようとする場合、交付規程第 24 条に定める財産の処分の制限に基づく手続きが必要となりますので、ご注意ください。
10	リース会社が設備をユーザーへ割賦販売する場合も、共同申請できますか。	割賦販売はリース取引に該当しないため、ユーザーとの共同申請はできません。

3. リース料軽減計算書

No.	質問	回答
1	リース料軽減計算書の修正を依頼することはできますか。 令和 8 年 9 月 9 日更新	(補助金の申請前) 当協会において修正内容を確認しますので、修正したリース料軽減計算書に、確認済のリース料軽減計算書の原本又は写しを添えて確認の申請をしてください。確認済のリース料軽減計算書と同一の確認番号は付さずに新たな確認番号のみを付します。 (注) 令和 8 年度に受領分より、いかなる修正であっても新たな確認番号を付します。 (補助金の申請後から交付決定前まで) リース料軽減計算書を差し替えることができるか、補助金事務局に確認してください。その確認を得た上で、当協会において修正内容を確認します。この場合、修正したリース料軽減計算書は、確認済のリース料軽減計算書と同一の確認番号に加えて、新たな確認番号を付します (※)。 (補助金の交付決定後) 当協会において修正内容を確認しますので、修正したリース料軽減計算書に確認済のリース料軽減計算書の原本又は写しを添えて確認の申請をしてください。なお、修正したリース料軽減計算書は、確認済のリース料軽減計算書と同一の確認番号に加えて、新たな確認番号を付します (※)。 (※) 1120260001 1120260055 確認印 確認済の確認番号 新たな確認番号
2	様式第 2「誓約書」に記載する責任者は、どのような役割がありますか。	リース料軽減計算書 (添付書類を含みます。) に不備等がある場合、当協会事務局から責任者宛に問い合わせ等をします。また、当協会が確認したリース料軽減計算書及びその確認手数料の請求書の送付先となります。
3	リース料軽減計算書の確認を受ける際に、添付する物件見積書が膨大な量となります。このような場合、その写しの添付が必要でしょうか。	物件見積書が膨大な量となる場合は、物件金額の総額が分かる部分の写しを添えてください。 ただし、当協会において、物件見積書の詳細の確認が必要と判断した場合は、物件見積書の写しの全てをご提出いただく場合もあります。
4	リース料軽減計算書の返送日数を教えてください。	リース料軽減計算書が当協会に到着してから、原則 10 日以内に返送します。 書類に不備がありますと確認に時間を要する場合

No.	質問	回答
		がありますので、当協会にリース料軽減計算書を送付する前に、その内容及び添付書類を十分に確認してください。
5	確認したリース料軽減計算書の返送方法を教えてください。 令和8年1月27日更新	当協会が確認したリース料軽減計算書は、郵送（レターパックライト）により返送します。 返送先は、リース料軽減計算書を確実に送付するため、当協会に届出があった責任者宛とします。責任者以外を返送先として指定することはできません。
6	リース料軽減計算書の記載漏れ等の不備や添付書類が不足している場合であっても、リース料軽減計算書を確認いただくことはできますか。	そのようなご要望は一切受けることができません。 当協会にリース料軽減計算書を送付する前に、その内容及び添付書類を十分に確認してください。
7	取引先からリース料軽減計算書を急いで入手したいという要望がありました。当社のリース料軽減計算書が到着次第、急いで確認いただくことはできますか。	申請の公平性を保つため、そのようなご要望は一切受けることができません。ご理解ください。 また、円滑な事務運営のため、そのようなご要望を当協会の担当者宛に電話やメールで連絡することもお控えください。申請書類を受領した順番で確認し、確認次第、速やかに返送します。
8	他の補助金制度で確認を受けた「リース料軽減計算書」を中小企業成長加速化補助金の申請に用いることができますか。	使用できません。
9	1次公募で確認を受けた「リース料軽減計算書」について、2次公募以降の提出書類として使用できますか。	使用できません。同一のユーザー及びリース物件であっても、新たに「リース料軽減計算書」の確認を受けてください。 1次公募分に限らず、ある公募分で使用した「リース料軽減計算書」及び「リース会社の宣誓書（様式5）」は、他の公募分の提出書類として使用することができません。 なお、上記の取扱いとは、申請後に不採択となった場合に限りならず、未申請の場合も同様です。

4. 補助金の支払い

No.	質問	回答
1	補助金を受け取るタイミングを教えてください。	交付決定後、確定検査、補助金額の確定を経て、補助金が交付されます。

No.	質問	回答
2	リース会社の手続きを教えてください。	詳細は、確定次第、お知らせします。

5. その他

No.	質問	回答
1	他の補助金制度を併用できますか。 令和8年9月9日更新	国庫及び公的制度からの二重受給となる事業は、不支給要件に該当し併用できません。 （テーマや事業内容から判断し、国（独立行政法人等を含む）が支出する過去又は現在の他の制度（補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等）との重複を含む事業、及び同一又は類似した内容の事業） 但し、地方自治体の補助金について、中小企業成長加速化補助金との併用を認めている場合は、併用ができる場合があります。 地方自治体の補助金の交付を受けることにより、リース料軽減計算書の修正が生じる場合は、当協会までリース料軽減計算書の確認申請をしてください。本 Q&A の3. リース料軽減計算書 1. リース料軽減計算書の修正に準じて確認します。
2	先端設備等導入計画に関する固定資産税特例措置や中小企業経営強化税制等の投資減税制度を併用できますか。 令和8年9月9日更新	税制との併用につきましては、各税制のサポートセンターにお問い合わせください。
3	補助金事務局に提出する誓約書において、「中小企業向けのリース契約に関する経営者保証ガイドライン」に準拠した顧客対応を徹底する旨が示されていますが、このガイドラインの目的を教えてください。	「中小企業向けのリース契約に関する経営者保証ガイドライン」は、当協会が策定したガイドラインであり、中小企業・小規模事業者向けのリース契約に係る不必要な経営者の個人保証の削減を目指すこととしています。 当協会のホームページにガイドライン本文と Q&A を掲載していますので、これらを必ず参照してください。 https://www.leasing.or.jp/guideline.html

以上